

(外交防衛委員会)

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改

正する法律案(閣法第一二号)(衆議院送付) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在ベナン日本国大使館の位置を改正する。
- 二、在コタキナバル日本国総領事館を廃止する。
- 三、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 四、外務公務員の研修員手当の号を追加する。
- 五、この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、在コタキナバル日本国総領事館に関する部分分は、政令で定める日から施行する。